

学生の皆さんへ

平成 27 年 10 月から、国民の皆さま一人一人に
12 桁のマイナンバー（個人番号）が通知されます。

- ・ **マイナンバーは皆さまを含めて、日本国内に住所を有する全ての方に通知されます。**
- ・ マイナンバーの通知カードは、10 月 5 日時点の住民票の住所に送付されるため、学生寮等に現在居住しているものの、引き続き保護者等が居住する住所に住民登録をされている方は、通知カードが保護者等が居住する住所に送付されますので、御注意ください。
- ・ 学生の皆さまも平成 28 年 1 月からのアルバイト等の採用に当たってマイナンバーの提示を求められることがあります。また、日本学生支援機構の奨学金の貸与についても、平成 29 年 4 月以降、マイナンバーの提示を求められることとなりますので、必ずマイナンバーの通知カードを受け取るようにしてください。（通知カードはおおむね 11 月下旬までには届けられる予定です）
- ・ 市町村等への申請により、無償で取得できる「個人番号カード」は、マイナンバーの利用に当たって、本人確認の証明書として利用できます。
- ・ マイナンバーは原則として一生涯使うものになります。学生が手続で使う場面は上記の場合に限られますので、取扱いには注意いただき、安易に友達などに教えることがないようにしてください。

※アルバイト等をされている方は、これまでも適切に納税を行われているかと思いますが、引き続き、適切に納税手続きを行うようお願いいたします。また、学生の皆さまにおかれては、[勤労学生控除（※国税庁のホームページにリンク）](#)もありますので、適宜御活用ください。

マイナンバー制度の基礎的な資料はこちらから
（※文部科学省ホームページよりリンクがあります）

- ・ [これだけは知っていただきたい事：紙芝居（PDF:6.2MB）](#)
- ・ [折込チラシ（1 枚）（PDF:2.21MB）](#)
- ・ [動画で見るマイナンバー制度（政府広報オンラインへのリンク／14 分 33 秒）](#)
- ・ [サマリー版（1 ページ）（PDF:995KB）](#)



平成 27 年 10 月 1 日

学生支援課

